

針広混交林の施策について（案）

◎制度設計していく上での視点（おさらい）

- ・間伐面積の拡大により効率的な針広混交林への誘導を目的とする。
- ・団地化プロジェクトを失速させず、団地化困難な区域の間伐を進める。
⇒現状の間伐面積に実績として上乘せ
- ・奨励金（水道水源保全基金活用含む）などの実施は見送る。
⇒検討（水道部局との協議）や情報収集は継続していく。

◎団地化が困難な区域の間伐実施の現状

【基本】区域を拡げて5haを確保し、現行団地化制度で実施

※小峯地域森づくり会議など（1会議＝1団地）

【その他】団地外の個別事業地を県税（県森連ルート）で40%間伐を実施

◎今回の施策の概要

【目的】公益的機能回復を主たる目的とする。

【内容】本数比40%を越え60%を上限した間伐、所有者負担なし

【手法】施業の内容は市に一任（同意又は協定）

集団周囲測量可能

団地内でも60%を上限とした間伐が可能

【効果】伐採率（本数比）の上限60%⇒針広混交林へ誘導加速

集団周囲測量

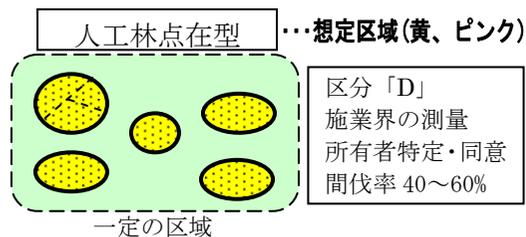
⇒境界確認・測量業務の軽減

単市事業（10/10）

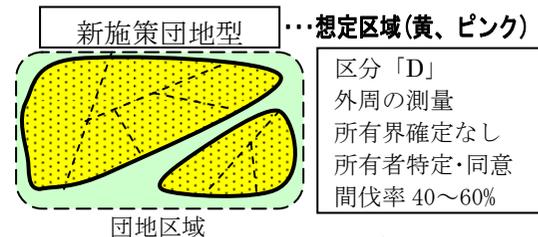
⇒4月～6月の事業実施

◎実施のパターン

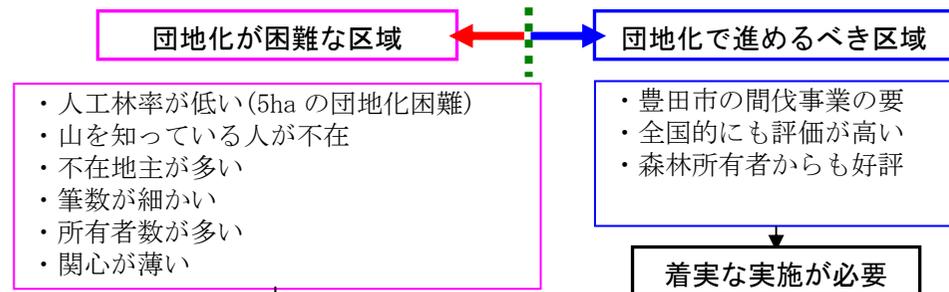
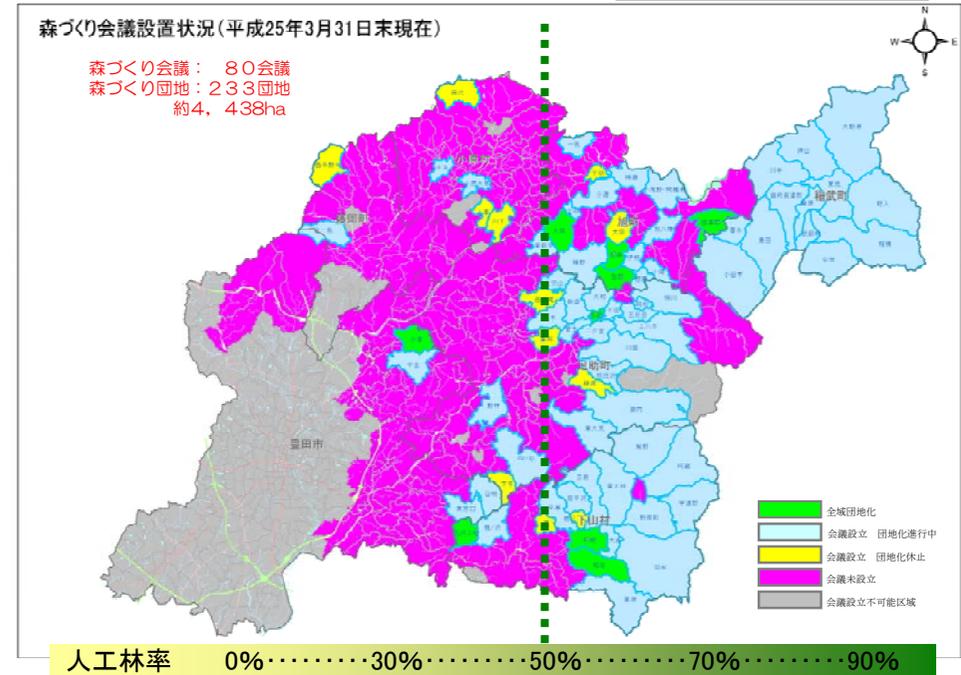
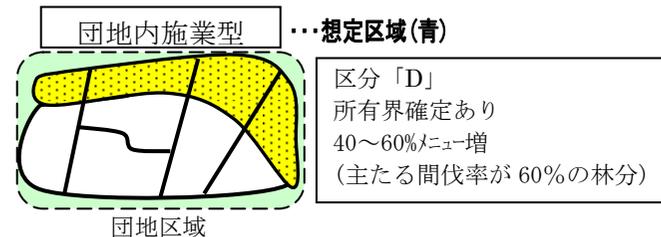
パターン①



パターン②



パターン③



針広混交林施策

【現行の間伐補助制度】豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付要綱 抜粋

別表（第2条関係）（補助金関係）

番号	補助事業名	目的	事業主体	補助対象経費	補助率又は補助金額
5	矢作川水源林対策事業	優良森林の造成・保育を促進し、水源涵養機能の充実を図る。	林業者の組織団体又は林業者	公益財団法人矢作川水源基金が定める水源林地域対策事業業務方法書及び水源林対策事業助成金交付要領に準ずる。 ただし、間伐率30%以上の切置き間伐については9/10以内（ <u>針広混交誘導林及び森づくり団地計画区域内の間伐については、間伐率40%以上で10/10以内</u> ）。森づくり団地計画区域内の8～12歳級の利用間伐は5/10以内。作業道開設は9.7/10以内。作業道改良は7/10以内の補助率とする。 ※間伐については、実施要領を別途市長が定める。	
6	巻枯らし間伐促進事業	比較的経費が安く夏季にも実施ができる巻枯らし間伐を推進することにより、人工林の間伐を促進し、森林の公益機能の増進を図る。	林業者又は林業者の組織する団体	巻枯らし間伐に要する経費。 <u>間伐率は40%以上とする。</u> ※実施要領については、別途市長が定める。	10/10以内 (ただし、針広混交誘導林のみ)
10	間伐促進事業	人工林の計画的、集団的な間伐を促進し、森林の公益的機能の増進を図る。	林業者の組織団体又は林業者	愛知県が定める森林造成等補助金交付要綱、造林事業実施要領及び小規模森林育成事業実施要領に準じて、実施する間伐に要する経費とする。 ただし、間伐率30%以上（ <u>針広混交誘導林については40%以上</u> ）の間伐に限るものとし、森づくり団地計画区域内については対象林齢を70年生までとする。 ※実施要領については、別途市長が定める。	切置き間伐：9/10以内 <u>ただし、針広混交誘導林及び森づくり団地計画区域内の40%以上の切置き間伐については10/10以内</u> 利用間伐：森づくり団地計画区域内に限り、5/10以内 ※県の補助金が交付される場合は、県補助金を引いた額

- ・ 解釈のよっては、現行の補助制度で可能であるが、森林組合から意見聴取した上で、補助要綱の変更又は運用の変更など細部まで検討する。
- ・ 市委託給付部会、財政課等と協議の上、平成26年度4月に開始できるように進めていく。